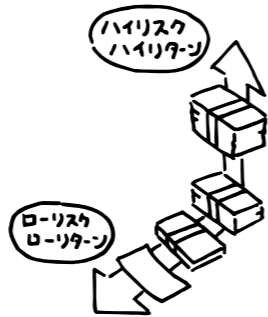


金融商品を選ぶときには、何に気をつけたらいいの？



A ひとことアンサー

たとえば、安全確実に運用したい教育用の資金、安全性を重視しつつもインフレリスクも考慮したい老後の資金など、運用する資金の目的に合った商品を選ぶことが大切なポイントです。そのためには、各商品の特征やリスクなどについてしっかりと理解しなければなりません。



関連情報
ホームページ「MOREBANK(モアバンク)」をご覧ください。

MORE BANK <http://www.morebank.gr.jp/>

- マネーライフ日記
- 金融を知る → 知っておきたい、銀行や金融のこと
- 金融を知る → 消費者・預金者保護のしくみ
- 金融の基本 → 金融商品のうらがわ
- 金融商品を選ぶ → ライフプランで選ぶ/金融商品で選ぶ

「MOREBANK」は、平成19年夏頃、全国銀行協会ホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/>) に統合予定です。

安全に運用するか、リスクはあっても収益を狙うか。

銀行で取扱っている商品に限らず、すべての金融商品は「安全性」「流動性」「収益性」の視点から、その特徴をつかむことができます。

安全性

元本保証の度合いを指します。主に次の項目で判断します。

- 元本保証があるか。
- 預金保険制度の対象か (p17 参照)。
- 商品を取扱っている金融機関の経営は健全か。
- 為替相場や運用状況の影響を受けないか。

<安全性の高い金融商品例>

- 定期預金 ○定期積金 ○金融債 (保護預り専用商品)
- 元本補てん契約のある金銭信託 など

流動性

換金 (現金化) のしやすさを指します。主に次の項目で判断します。

- 換金するために、事前に連絡が必要ないか。
- 中途解約ができるか。
- 換金できない期間が定められていないか。
- 換金に際して手数料等が必要か。

<流動性の高い金融商品例>

- 普通預金 ○貯蓄預金 など

収益性

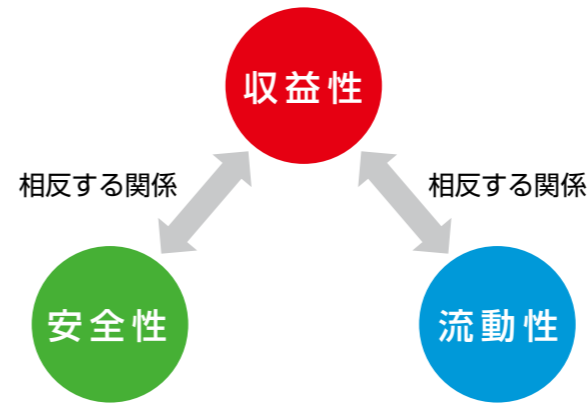
高い収益が期待できる度合いを指します。主に次のような項目で判断します。

- 高い利回り (値上がり益) が期待できるか。
- 為替差益が期待できるか。
- 手数料がかかるか (高くないか)。

<収益性の高い金融商品例>

- 外貨預金 ○投資信託 ○株式 など

安全性・流動性・収益性の関係



金融商品の主なリスク※1

主なリスク	内容
価格変動リスク	株価や債券価格などが変動して、購入価格よりも売却価格のほうが低くなる (元本割れをする) 可能性のこと。
為替変動リスク	外貨に投資した場合、為替レートの変動によって、外貨を円に転換したときに、投資額よりも受取額が減少してしまう可能性のこと。
信用リスク	お金の預け先である金融機関の破たんや、株式投資などの場合は投資先である会社の経営破たんなどで、元利金などの支払いが遅れたり、支払われなくなったりする可能性のこと。
流動性リスク	取引が少なく、必要なときに思うような価格で売ることができないなどの理由により、現金化したいときに、すぐに現金化できない可能性のこと。

※1 リスク：一般に、金融商品におけるリスクとは、期待どおりにならない可能性を指します。

金融商品について、わかりやすく解説したパンフレット「かんたんレシピでチェック！ 銀行の金融商品・サービス」もあります。お申込みは全国銀行協会ホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/>) から。

「何に使うお金か」によって金融商品を選びましょう。

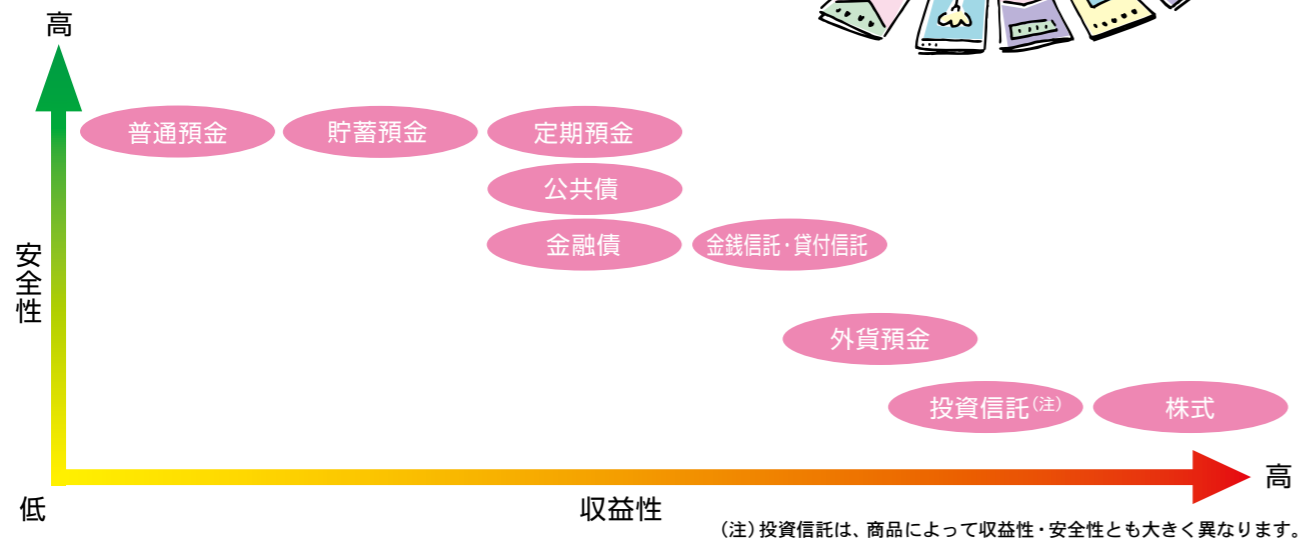
金融商品を選ぶ際には、運用するお金の性格に合わせて、安全性・流動性・収益性のバランスを考慮することが大切です。

- たとえば、
- 住宅資金や教育資金など
使う目的が決まっているお金 → 安全性を重視
 - 日常の買い物や公共料金の
支払いなどに使うお金 → 流動性を重視
 - 特に使う予定が決まって
いない余裕のあるお金 → 収益性を重視

銀行で取扱っている金融商品には、高い収益が期待できる反面、元本割れする可能性のあるリスク商品（外貨預金、投資信託、変額個人年金保険、外国債券など）もあります。金融商品を購入する前に商品の仕組みやリスクなどを確認し、理解しておくことが大切です。



主な金融商品の安全性と収益性の関係イメージ



リスクのある金融商品＜外貨預金・投資信託＞

外貨預金

ドルやユーロなどの外国通貨（外貨）で預ける預金で、利息も外貨でつきます。

外貨預金は、為替相場の影響を受けます。為替相場が有利（円安）に動けば「利息＋為替差益」の収益ですが、不利（円高）に動けば「利息－為替差損」となり、「円」に戻した際に元本を下回る可能性があります。また、多くの場合、預入れ・払出し時に、それぞれ為替手数料が必要となります。



●特徴

- 円預金に比べて比較的高金利のものが多い
- 預入れ・払出しの際、為替手数料が必要
- 為替相場の影響を受ける

●注意点

- ！円ベースでの元本保証なし
- ！為替相場しだいで元本割れの可能性あり
- ！預金保険制度の対象外

●手数料と税金

- 預入れ・払出しの際、たとえば1ドルあたり1円などの手数料がかかる
- 利息は分離課税（税率20%）
- 為替相場による損益は雑所得で申告（為替予約をしている場合は20%の分離課税）
- マル優の対象外

※詳しくは銀行窓口でご確認ください。

＜外貨預金の安全性・流動性・収益性のイメージ＞



投資信託

専門家（ファンドマネージャー）が投資先を決め、多数の人から集めた資金（ファンド）を分散して運用し、最終的な収益を出資金に応じて投資家に分配します。元本が保証されないリスク商品です。どのような投資先を組入れるかによって、リスク・リターンが異なります。株式を組入れたもの、公社債のみのもの、投資先に海外も含めたもの、国内のみのものなど、さまざまなタイプの商品があります。



●特徴

- 目論見書（もくろみしょ）に運用方針等を明示
- 安定した収益を目標としたものから、積極的に値上がり益を追求する商品までタイプはさまざま
- 運用財産は分別管理されるため、銀行が破たんしても影響を受けない

●注意点

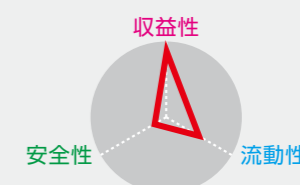
- ！元本保証なし
- ！運用結果によっては元本割れの可能性あり
- ！一定期日まで換金できない場合あり
- ！為替相場の影響を受けるものもある
- ！預金保険制度の対象外

●手数料と税金

- 申込（販売）手数料、信託報酬などが必要
- 解約時、何らかの費用が必要な場合あり
- 収益部分に分離課税
- 一部の商品はマル優の対象

※詳しくは銀行窓口でご確認ください。

＜投資信託の安全性・流動性・収益性のイメージ＞



金融商品販売の際は、リスクなどの説明が義務づけられています。 ＜金融商品販売法＞

金融商品販売業者（銀行、信用金庫、信用協同組合、保険会社、証券会社など）が金融商品を販売する際のルールとして定められたものに「金融商品販売法※1」があります。

販売業者の説明義務等を明確にした法律で、万一、説明がなかったことにより損害が生じた場合には、一定の範囲で販売業者に損害賠償責任を負わせるとしています。

（注）銀行とのトラブルのご相談は、銀行とりひき相談所（Q9参照）へ。



※1 「金融商品の販売等に関する法律」

リスクのある金融商品＜個人年金保険・株式＞

個人年金保険

将来の年金受取と資産形成・死亡保障の機能を合わせもつ保険商品です。基本的には老後の生活資金に備えるもので、あらかじめ定められた年齢から年金を受取ることができます。万一、年金の受取開始日前に被保険者が亡くなった場合は、遺族に死亡給付金が支払われます。

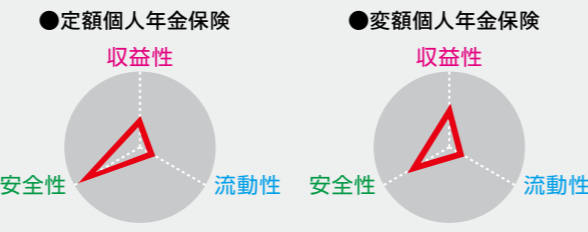
個人年金保険には、契約時点で年金額（年金原資）が確定する定額個人年金保険と、運用実績によって受取る年金額（年金原資）が増減する変額個人年金保険（リスク商品）があります。



- 特徴
 - 運用期間満了後、年金として受取る
 - 定額個人年金保険は年金原資の最低額を保証（外貨建の場合は元本割れのリスクあり）
 - 変額個人年金保険は運用実績によって受取る年金額が増減
 - 解約時、期間に応じた解約返戻金あり
- 注意点
 - ！元本保証なし
 - ！変額個人年金保険は受取額が払込額を下回る可能性あり
 - ！契約後早期の解約は、解約控除額が差し引かれる
 - ！預金保険制度の対象外（生命保険契約者保護機構の保護対象）
- 手数料と税金
 - 保険料は生命保険料控除の対象
 - 年金受取の場合、雑所得として申告
 - 一括受取の場合、一時所得として申告
 - 解約返戻金は一時所得か分離課税（税率 20%）
 - マル優の対象外

※詳しくは銀行窓口でご確認ください。

＜安全性・流動性・収益性のイメージ＞



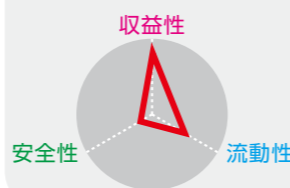
株式

株式を保有することは、「会社に対して出資すること」で、会社の利益分配や意思決定に参加する権利を得ます。預金のように銀行に預けるものではなく、値動きのある株式を購入するものです。売却するタイミングによって、値上がりなどによる収益が期待できる一方、元本割れする可能性もあります。



- 特徴
 - 値上がりによる収益を期待
 - 配当金を受取れる可能性あり
 - 注意点
 - ！元本保証なし
 - ！投資先の経営状況によって大幅な損失を被る可能性あり
 - ！市場や経済全体の影響で大幅な損失を被る可能性あり
 - ！預金保険制度の対象外
 - 手数料と税金
 - 株式委託（売買）手数料が必要
 - 口座管理料が必要な場合あり
 - 売却益や配当金は課税対象
 - マル優の対象外
- ※詳しくは銀行窓口でご確認ください。

＜株式の安全性・流動性・収益性のイメージ＞



元本保証と元本確保の違い

●元本保証とは
運用結果が元本割れとなった場合でも、預金のように元本を保証すること。原則として運用期間すべてにわたって元本割れしません。

●元本確保とは
満期時点で元本を確保できるように運用すること。満期まで保有した場合は最低限元本が確保されますが、中途解約した場合には元本割れする可能性が高くなります。

銀行などが破たんしても、預金は守られます。＜預金保険制度＞

預金保険制度とは、万一、銀行などの金融機関が破たんした場合などに、預金保険機構が預金者を保護し、信用秩序を維持するための制度です。

保護される範囲は、原則としてひとつの銀行ごとに1人1,000万円までとその利息です。ただし、利息のつかない普通預金（決済用預金）は、定期預金など他の預金と分別されて全額保護されます。

詳しくは、預金保険機構（電話 03-3212-6029、ホームページ <http://www.dic.go.jp/>）へお問い合わせください。

預金保険制度に加入している金融機関

- 日本国内に本店のある銀行（外国銀行の在日支店は加入していません）
- 信用金庫
- 信用協同組合
- 労働金庫
- 信金中央金庫
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫連合会

※預金保険は預金等をされますと自動的に成立します。
※農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用事業を行うこれらの協同組合の連合会、農林中央金庫の取扱い貯金等は、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。
※日本国内に本店のある金融機関が海外支店で受入れる預金等は預金保険制度の対象外です。

預金保険の対象預金と保護の範囲

預金等の分類		保護の範囲
預金保険の対象預金等（注1）	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等
	一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなど）等
預金保険の対象外預金等（注2）		外貨預金・元本補てん契約のない金銭信託（ヒットなど）・金融債（保護預り専用商品以外のもの）等
		全額保護（恒久措置）
		合算して元本1,000万円までとその利息等を保護（注3）
		保護対象外（注4）

（注1）預金保険の対象となっている預金等は次のとおりです。当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）、金融債（ワイド等の保護預り専用商品に限る）、前記を用いた積立・財形貯蓄商品
（注2）預金保険の対象となっていない預金等は次のとおりです。外貨預金、譲渡性預金、オフショア預金、日本銀行からの預金（国庫金を除く）、金融機関からの預金（確定拠出年金の積立金の運用部分を除く）、預金保険機構からの預金、無記名預金、他人・架空名義預金、導入預金、元本補てん契約のない金銭信託（ヒット等）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）
（注3）1,000万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされる場合があります）。
（注4）保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされる場合があります）。

多様化・複雑化する金融商品に対し利用者を保護。＜金融商品取引法^{*1}＞

「金融商品取引法」の主な目的は、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広い金融商品について、利用者（投資家）保護のルールを徹底すること、利用者利便を向上することです。

近年、デリバティブを活用した預金など新たな金融商品が開発・販売され、金融商品の多様化が進んでいます。また、一部の新しい金融商品については、被害が発生しても対応が十分取られない例もみられるなど、規制の「すき間」から投資家の保護が図られないケースが出てきました。この「すき間」を埋め、金融商品を幅広く横断的にカバーして投資家保護の拡充を図るため、金融商品取引法では、同じ経済的機能をもつ金融商品には、同じ投資家保護のルールが適用されることになっています。

金融商品取引法の対象商品

- 国債、株式、投資信託、抵当証券などの有価証券や有価証券デリバティブ取引
- 集団投資スキームと呼ばれるファンド、信託受益権など
- 有価証券以外のデリバティブ取引（金融先物取引、金利・通貨スワップ取引、天候デリバティブ取引、クレジットデリバティブ取引など）
- 外貨預金、デリバティブ預金（仕組預金）、変額保険・年金など

金融商品取引法で定められているルール

- 広告規制（利益等について著しく事実と相違したり、誤認させるような表示の禁止）
- 契約締結前、契約締結時等の書面交付義務
- 虚偽の説明、断定的判断の提供の禁止
- 損失補てんの禁止
- 適合性の原則（顧客の知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的にてらして不適當な勧誘を行わない）
- 不招請勧誘、再勧誘の禁止（適用対象商品は政令で限定）など

※1 平成19年夏頃施行予定